

**「CDM／JI実施支援事業(海外地球温暖化防止支援技術開発)」**

**事業評価(事後評価)報告書**

**平成20年3月**

**独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
京都メカニズム事業推進部**

## 目 次

1. はじめに	.....	3
2. 経緯	.....	4
3. 評価	.....	5

## はじめに

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は、我が国事業者により海外においてCDM/JIとして行われる非エネルギー関連等温室効果ガス排出削減事業を支援するため、「CDM/JI実施支援事業(海外地球温暖化防止支援技術開発)」を実施してきた。

本書は、第一期中期計画期間(平成15年度下期～平成19年度)において当該事業が終了したことから実施した事業評価(事後評価)の報告である。

本書は、以下の外部有識者からの意見聴取を行い(平成20年2月18日)、その意見を踏まえ作成されたものである。

外部有識者

(敬称略・五十音順)

氏名	所属
須藤 智徳	国際協力銀行 開発業務部 業務課 参事
前垣内 正記	財団法人日本品質保証機構 地球環境事業部 部長
松橋 隆治	国立大学法人東京大学大学院 新領域創成科学研究科 環境システム専攻 教授
水野 勇史	財団法人地球環境戦略研究機関 気候政策プロジェクト 主任研究員

## 2. 経緯

- (1) NEDO京都メカニズム事業推進部において「事業評価(事後評価)報告(案)」を作成(平成20年2月17日まで)
- (2) 外部評価委員会を開催し、外部有識者からの意見聴取(平成20年2月18日)
- (3) NEDO京都メカニズム事業推進部において、外部有識者からの意見等を踏まえ「事業評価(事後評価)報告書(案)」を修正し、確定に至る(平成20年3月31日)

### 3. 評価

#### 事業評価書（事後評価）

	作成日	平成20年3月31日
制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進	
事業名称	CDM/JI 実施支援事業（海外地球温暖化防止支援技術開発）	コード番号：P03045 （一般会計）
担当推進部	京都メカニズム事業推進部	
0. 事業概要		
<p>我が国事業者が海外において、非エネルギー関連技術等（非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン、N<sub>2</sub>O及び代替フロン類の排出削減技術等並びに地熱発電技術及び水力発電技術）の導入により実施するCDM/JI 事業に必要な経費の一部を助成するもの。本事業には、A～C 3つのタイプの事業（A. 事前審査等事業（以下「タイプA」という。）、B. 開発事業（以下「タイプB」という。）、C. 事後評価事業（以下「タイプC」という。））がある。</p> <p>エネルギー効率が既に高水準にある我が国にとって、京都議定書の約束（基準比▲6%）を費用効果的に達成するためには、京都メカニズムを適切に活用していくことが重要である。海外において CDM/JI として行われる温室効果ガスの排出削減事業を支援することにより、費用対効果の高い地球温暖化の対策が推進される。また、海外で行われる CDM/JI のクレジットが我が国の登録簿に移転されることにより、京都議定書の約束達成に向けた産業界の自主的な取り組みの透明性及び信頼性が確保され、我が国の温室効果ガス排出削減の確実性が高まる。</p> <p>本事業では、事業者が CDM/JI として実施する海外におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス排出削減事業等に必要な経費の 1/2 を補助する。</p>		

## 1. 必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）

既にエネルギー効率が世界最高水準にある我が国にとって、京都議定書の目標（温室効果ガスの基準年比▲6%）を費用効果的に達成するには、京都メカニズムの活用が必要である。しかし、CDM/JI等京都メカニズムは、民間事業者が実施するにはまだリスクが高く、当該補助事業による支援を行い、そのリスクを一部軽減することが活用促進のために必要である。

これにより、海外からのクレジット獲得につながることから、我が国の削減目標達成に貢献することが期待される。

## 2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）

### ① 手段の適正性

京都議定書に基づく京都メカニズムは、これまでにない新たな仕組みであり、民間事業者が活用するに当たっては多種多様なリスクがある。一方で、京都メカニズムは費用対効果が高く温室効果ガスの排出削減を進めることができ、京都議定書の約束（基準年比▲6%）を達成するためには適切に活用していくことが重要である。

こうしたことから、国の支援により京都メカニズムの活用に関するリスクを低減し、民間事業者による活用を促進することが必要である。

### ② 効果とコストとの関係に関する分析

京都議定書における排出量に関する数量化された約束を国内における温室効果ガス削減だけで達成しようとする、我が国では高コストにならざるを得ない面がある。こうしたことから、我が国が京都議定書における排出量に関する数量化された約束をより効率的に達成する観点からは、京都メカニズムの活用が有効である。

本事業によって、民間事業者の初期投資額の一部を支援し、京都メカニズム事業のリスクを低減することは、費用効果的に我が国の削減目標を達成することに寄与するものである。

## 3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

平成15年度～18年度にかけて、タイプAについては、3件の交付決定案中1件は事業化まで進展せず取り下げたものの、1件がCDM理事会登録済、1件が有効化審査中の段階である。

タイプBとタイプCについては、申請がなかったが、事業全体としては、本事業により民間事業者を支援することによって事業者の京都メカニズム事業リスクを少なからず下げることにつながったといえる。

## 4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

第一約束期間にクレジットの獲得ができるプロジェクトを組成するという観点から、タイプAに優先を置いた。

#### 5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）

特になし

#### 6. 総合評価

##### ①総括

日本の民間企業による CDM/JI 事業の国連登録案件も増えていることなどから、日本企業の京都メカニズムの活用促進という点において、本事業は一定の役割を果たしてきたと言える。これまで支援した日本企業による CDM/JI 案件は3件（すべてタイプA）であり、うち1件がCDM理事会登録済みであるなど、日本の削減目標の達成に向けて一定の貢献をしたといえる。

外部委員からは、CDM/JI プロジェクト承認手続における各種リスクへの対応としても非常に必要性の高い事業との評価がある一方で、「京都メカニズムクレジット取得事業」（平成18年度～）につながる案件に重点を置く等の工夫を行った結果、予算執行率が低下したことについて指摘があった。

##### ②今後の展開

京都議定書の第一約束期間が平成20年度から始まる。本事業は、18年度をもって終了したが、これまで実施してきた本事業の成果及び本事業に対する評価を平成20年度以降も継続するクレジット取得事業等に引き継いで行く。